

# 養護教諭の生徒指導参加をめぐる課題に関する考察

## —生徒指導における養護教諭の役割についての政策文書の分析を中心に—

留目 宏美

### 1. 問題の所在と本稿の目的

生徒指導は教育課程を構成する領域ではなく、すべての教育活動に働きかける機能として把握、理解されてきた（文部省 1981）。しかしながら、現代の生徒指導上の諸問題が深刻化、多様化、複雑化しているにもかかわらず、学校現場では生徒指導が限定的に捉えられている場合が多い。そのため、生徒指導の組織化、体系化が強く要請されている。ターニングポイントは「生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書」として改訂された「生徒指導提要」（文部科学省 2010）であろう。「生徒指導提要」の意義について、諸富（2014）は「問題解決的な生徒指導」だけでなく、「予防的な生徒指導」や「子供の成長を促す発達促進的な生徒指導」があること、すなわち①問題を起こした生徒への指導にとどまらず、②不登校や非行などの問題が発生する前に、それを前もって予防する指導、③いまのところ何の問題も呈していない生徒がさらなる人間的成长を果たしていくための指導、という3つの目的（次元）が論理的に示されたことを挙げている。

こうした意義に関連して、本稿では、生徒指導体制の拡充、とくに学校における生徒指導の担い手の拡大指向に注目したい。たとえば従前の「生徒指導の手引」（文部省 1981）では、養護教諭というタームは一切見られない。それに対して、「生徒指導提要」（第6章 II 個別の課題を抱える児童生徒への指導）では、養護教諭についての記述が12箇所（項レベル）ある。こうした指向性は、中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（文部科学省 2015）における学校像の再編にも反映されており、下記のように、養護教諭は健康相談、保健指導を通して「生徒指導面でも大きな役割を担っている」と述べられている。

養護教諭は、児童生徒等の身体的不調の背景に、いじめや虐待などの問題がかかわっていること等のサインにいち早く気づくことのできる立場にあることから、近年、児童生徒等の健康相談においても重要な役割を担っている。特に、養護教諭は、主として保健室において、教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康に問題をもつ児童生徒等に対して指導を行っており、健康面だけでなく生徒指導面でも大きな役割を担っている。（28-29頁）

これより、生徒指導における養護教諭の役割期待は明らかに高まっており<sup>2</sup>、生徒指導の一角を担うアクターとしての教職員像が付与され、一定程度の社会的なコンセンサスが得られたと考えられる。その中核は1997年、保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育およびスポーツの振興の在り方について」において、養護教諭の「新たな役割」として提

<sup>1</sup> 「生徒指導部の他の部への連絡—生徒指導部と保健厚生部とのかかわり」では、「個々の生徒に関する身体上・健康上の資料の活用」や「保健室の運営および救護体制の整備」という指摘にとどまる（98頁）。

<sup>2</sup> 具体的な変遷は、留目宏美「養護教諭の役割期待の変容と組織参加の形態—1990年代以降の学校組織と養護教諭の関係再編をめぐる指向性—」『学校経営研究』第42巻、2017年、48-69頁を参照。

起された健康相談活動に集約されるといつても過言ではない。健康相談活動は「旧来的な学校看護婦としてのイメージを払拭し、『教育者=教師』としての養護教諭独自の専門性の確立につながる可能性」（岡東ら 1997：127頁）を有するものとして展望されてきた。結果として、「学校保健安全法」（2008年施行）において、健康相談は健康観察とならんで保健指導を構成する要素として、新たに位置づけられ、養護教諭や他の教職員が担う職務とされた<sup>3</sup>。そして、前掲の引用に示したように、「児童生徒等の身体的不調の背景に、（中略）サインにいち早く気づくことのできる立場」としての独自性が認められ、生徒指導面における役割が明示されるに至った。

しかしながら、管見の限り、生徒指導における養護教諭の役割についての検討は十分とは言えず<sup>4</sup>、現代の生徒指導を踏まえた養護教諭の役割期待にどのような課題があるのかは明らかでない。したがって、本稿では、現代の生徒指導における養護教諭の役割について政策文書の分析を行い、養護教諭の生徒指導参加をめぐる諸課題について考察することを目的とする。具体的な作業課題は、第一に、「生徒指導摘要」における養護教諭についての記述内容を分類整理する。第二に、養護教諭の現代的な役割の中核を成している健康相談は、保健指導と「明確に切り分けられるものではなく、相互に関連して展開されている」（文部科学省 2011）とともに、学校保健（健康管理）における「心のケア」にも内包されている。現代の生徒指導においても、保健指導と「心のケア」を区別しつつ、両者を通底する役割として健康相談の側面が考慮されている。このことから、学校保健行政文書をもとに「心のケア」概念を整理する。これらの結果を踏まえ、養護教諭の生徒指導参加をめぐる諸課題について考察する。

## 2. 「生徒指導摘要」における養護教諭についての記述内容の整理

### （1）7事項に分類整理された養護教諭の役割

「生徒指導摘要」のなかで養護教諭について記述されている内容を文脈に即して分類すると、およそ7つの事項に整理された。

#### ① 教育課程外での生徒指導（課題解決的な個別指導における児童生徒の見立て）への協力

「第1章 生徒指導の意義と原理 第2節 教育課程における生徒指導の位置づけ 4 豊かな人間性の育成および教育課程外における生徒指導」で、次のように記述されている（8頁）。「特に現在、様々な心身の悩みや問題を抱えた児童生徒が増加していることから、生徒指導の機能である教育相談的機能を十分活かすことはますます重要視される必要」がある。そのため、教育課程外における生徒指導、すなわち「休み時間や放課後などにおいて個別におこなわれる随時の指導や教育相談などのよ

<sup>3</sup> 「学校保健安全法」において、「（保健指導）第九条 養護教諭そのほかの職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（中略）に対して必要な助言を行うものとする。」と明記された。

<sup>4</sup> 梨木（2011）による「生徒指導論」テキストについての考察によれば、非社会的行動が、あまり「問題」としては意識されておらず、養護教諭が対象とすることの多い非社会的行動について詳しく書かれているテキストが少ないと指摘されている。なお、保健室との連携の重要性、養護教諭の役割が積極的に評価されているテキストとして、原野広太郎「第5章 教育相談」『教職課程 生徒指導・教育相談・進路指導』日本法律文化社、1993年が示されている。

うな生徒指導」においては「学級担任・ホームルーム担任だけで抱えることなく、学年団の先生方や養護教諭の協力（後略）の下、チームで取り組むことが求められる。」

また、同章「第4節 集団指導・個別指導の方法原理 3 個別指導の方法原理 ③「課題解決的な個別指導」」で、次のように記述されている（21頁）。学校生活に適応できない児童生徒の増加を踏まえ、「特に、深刻な問題行動や悩みを抱え、なおかつその悩みに対するストレスに適切に対処できないような特別に支援を必要とする児童生徒に対しては、学校は課題解決に焦点を当てた個別指導および支援をする必要」がある。学級担任・ホームルーム担任は「必ず管理職などと相談し、養護教諭やスクールカウンセラー等の専門家の意見を踏まえて対応する」とともに、「課題の背景を十分に理解し、管理職、生徒指導主事等、学級担任・ホームルーム担任、養護教諭、（中略）専門家でのチームとしての支援体制をつく」り、「チームとして該当している児童生徒の見立て」をする。

さらに、「第6章 生徒指導の進め方 第1節 組織的対応と関係機関等との連携」では「チームによる支援の検討」のために、ケース会議の調整役の一人に、養護教諭が挙げられているほか（138頁）、同章「第4節 学級担任・ホームルーム担任の指導 4 開かれた学級経営・ホームルーム経営の推進」でも、連携対象の一人に養護教諭が列挙されている（152頁）。

## ② 思春期の発達障害のある生徒が話しやすい雰囲気・環境づくり、当該生徒に関する情報の共有化

「第3章 児童生徒の心理と児童生徒理解 第3節 青年期の心理と発達 2 発達障害と思春期（4）相談できる人や場の確保」で、次のように記述されている（71頁）。発達障害のある児童生徒は相談することの苦手さがあるため、「話しやすい雰囲気を目ごろからつくって」、相談できる人や場所を確保することが大切である。また、「これまでの教育相談は、担任や養護教諭、スクールカウンセラーなど、一部の担当者が個別に相談を受けることが多く、教職員全体が情報を共有化することが難しく、対応の仕方に誤解が生じたり一貫性がなかつたりするなど、期待したような成果が得られない場合」があった。こうした場合には「校内の相談体制をシステム化し、コーディネーターをはじめ、養護教諭、特別支援学級担任、生徒指導担当教員やスクールカウンセラーなどがうまく役割分担する中で必要な情報を共有化して対応していくことが望まれる。」

## ③ 保健・安全指導を通じた児童生徒一人一人への指導

「第4章 学校における生徒指導体制 第1節 生徒指導体制の基本的な考え方 1 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化」で、次のように記述されている（82頁）。「生徒指導体制を充実させるためには、生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせることが必要」で、「校長・副校長、教頭などの指導の下に、生徒指導主事をコーディネーターとするマネジメント」が必要である。それによって、「学級担任・ホームルーム担任、学年主任、養護教諭、事務職員、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、保健主事、学校医、歯科医、薬剤師、給食関係職員など、様々な関係者がそれぞれの役割・分野において、児童生徒一人一人への指導ができる。」

また、同章「第2節 生徒指導の組織と生徒指導主事の役割 1 学校における生徒指導の組織の位置—その役割と機能」で、養護教諭が担う役割・分野は「保健・安全指導」（保健・安全計画の立案／救急処置、医療機関との連携／心身の問題の早期発見）とされている（85頁）。

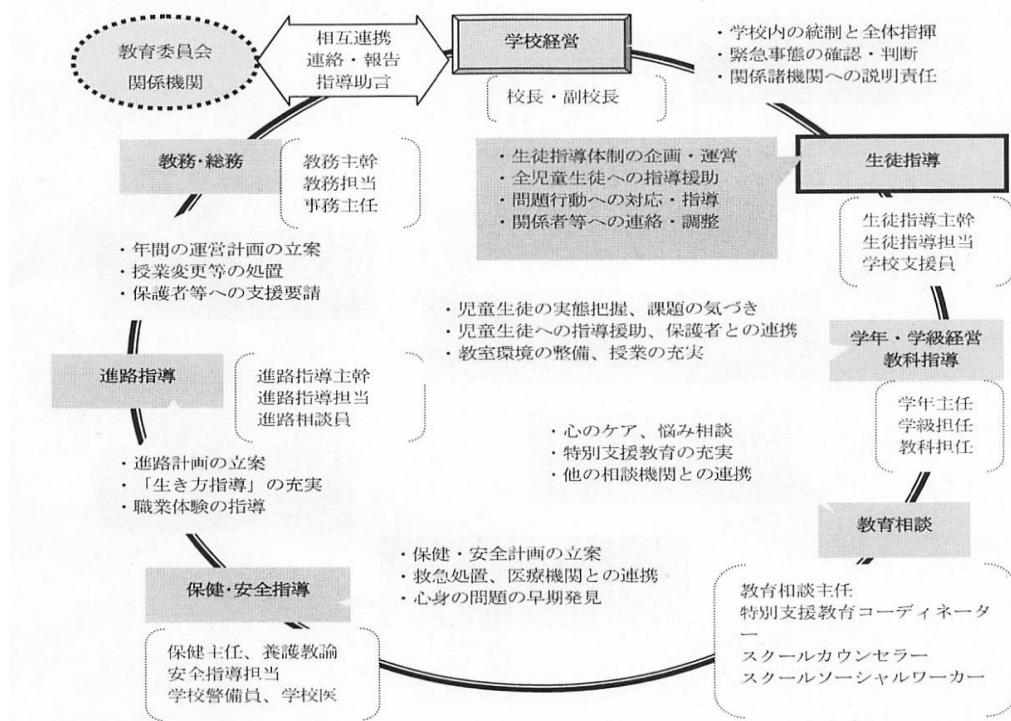


図1. 生徒指導の学校教育活動における位置付け (85頁、図表4-2-1より転載)

#### ④ 養護教諭が「できること」についての分掌（分担）を超えた共有

「第4章 学校における生徒指導体制 第6節 全校生徒指導体制の確立 2 指導体制の確立と協働のシステムづくり」で、次のように記述されている(96頁)。日々の様々な事例への対処が「学校全体にかかわる問題」だという意識が生まれにくいなどのケースが例示されている。これより、「校務分掌（分担）ごとの生徒指導の機能」についての認識の共有を起点として、「問題となっているケースについて、学級担任・ホームルーム担任としてどのように考えているか、養護教諭として、学年のメンバーとして、生徒指導担当として、どのようななかかわりができるのか、ということについてそれぞれの分掌（分担）を超えて共有する」ことが重要性である。

#### ⑤ 学校における教育相談の援助資源の一人であり、教員のゆとりの確保にも資する

「第5章 教育相談 第1節 教育相談の意義 2 学校における教育相談の特質」で、次のように記述されている(100頁)。学校における教育相談の「学校ならではの利点」は、①早期発見・早期対応が可能、②援助資源が豊富、③連携が取りやすい、である。そのうち②援助資源の一人として、養護教諭が挙げられ、学校の内部に様々な教員がいて、③連携を取ることができる。

また、同章「第2節 教育相談体制の構築 1 体制づくりの前提」で、次のように記述されている(101頁)。教育相談の機能が發揮されるためには、「生徒指導体制の中での教育相談の体制づくりの前提として、教員が児童生徒一人一人と向き合うことが可能となるような時間の確保とそのための条件整備が求められ」、「特に、教員一人一人のゆとりの確保は、いわゆる燃え尽き予防の観点からも重要で、養護教諭やスクールカウンセラーのコンサルテーション的役割が大きい」。

## ⑥ 教育相談の組織における養護教諭の役割拡大

「第5章 教育相談 第2節 教育相談体制の構築 2 組織的な教育相談 (1) 教育相談の組織」のなかで、次のように記述されている(103頁)。「全校を挙げて、教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって連絡や調整等を行う部・係・委員会等の組織が必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図られるようにする」。また、「教育相談を組織的に行うためには、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が重要」であり、「養護教諭や特別支援教育コーディネーターがこれを兼ねたり（中略）する」など、柔軟な対応が考えられる。「特に、心の問題を言語化できずに何らかの身体症状で訴える児童生徒が増える中で、教育相談の組織に占める養護教諭の存在と役割は大きくなっている」。

## ⑦ 養護教諭が行う教育相談のポイント—早期発見、早期対応、連携、発信—

「第5章 教育相談 第3節 教育相談の進め方 4 養護教諭が行う教育相談」のなかで、次のように記述されている(123-124頁)。養護教諭は「全校の児童生徒を対象としており、入学時から経年的に児童生徒の成長・発達を見ることができ」、「職務の多さは学級担任・ホームルーム担任をはじめとする教職員、保護者等との連携のもとに遂行される」など、職務の特質が挙げられている。また「活動の中心となる保健室は、だれでもいつでも利用でき、児童生徒にとっては安心して話を聞いてもらえる人がいる場所」でもあり、様々な問題を抱えている児童生徒が来室することから、児童生徒が保健室に来室する機会や健康相談を通して、問題の①早期発見、②早期対応に努める。

また、養護教諭は日常の学校保健活動の中で医療機関や相談機関等との連携の機会を持っており、③専門機関との連携、すなわち「学校と関係機関等とをつなぐ役割」も果たしていること、④保健室からの発信として、教員・保護者向けの発信を行っているほか、学校によっては「ピア・サポート」など、予防的視点からの指導を行っているケースもある。

## (2) 小括

以上のことから、政策上構想されている現代の生徒指導における養護教諭の役割について、5点の特徴を指摘することができる。一つ目は、7事項から分類整理された養護教諭についての記述内容のうち、「①教育課程外での生徒指導（課題解決的な個別指導における児童生徒の見立て）への協力」、「②思春期の発達障害のある生徒が話しやすい雰囲気・環境づくり、当該生徒に関する情報の共有化」を踏まえると、養護教諭が担う対象は、学校生活に適応できない児童生徒のなかでも「深刻な問題行動や悩みを抱え、なおかつその悩みに対するストレスに適切に対処できないような特別に支援を必要とする児童生徒」とされている。なかでも青年期がターゲットにされており、厳密には「発達障害をもつ思春期の生徒」と、限定的に捉えられている。

二つ目は、「①教育課程外での生徒指導（課題解決的な個別指導における児童生徒の見立て）への協力」、「③保健・安全指導を通じた児童生徒一人一人への指導」を踏まえると、養護教諭の役割範囲は、図2の破線（内側の点線）で囲んだ範域にあたる。ただし、「⑦養護教諭が行う教育相談のポイント—早期発見、早期対応、連携、発信—」では、学校によっては予防的視点からの指導を行っているケースも紹介され、長破線（外側の点線）に及ぶ役割を実質的に担っているケースも考慮されている。

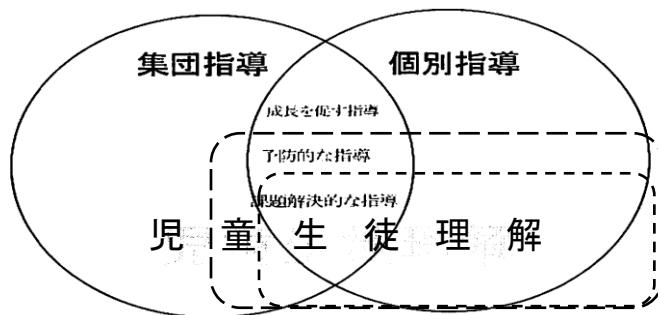


図2. 集団指導と個別指導の指導原理からみた養護教諭の役割範囲

注：「集団指導と個別指導の指導原理」の枠組みは「生徒指導提要」（15頁：図表1-4-1）

三つ目は、「①教育課程外での生徒指導（課題解決的な個別指導における児童生徒の見立て）への協力」、「②思春期の発達障害のある生徒（中略）に関する情報の共有化」、「④養護教諭が「できること」についての分掌（分担）を超えた共有」を踏まえると、養護教諭も生徒指導の一角を担う当事者として、児童生徒に関する情報や見立て、遂行可能な役割について、関係者間で交換、検討、共有し、生徒指導に実質的に参加していくことが期待されている。

四つ目は、「⑥教育相談の組織における養護教諭の役割拡大」、「⑦養護教諭が行う教育相談のポイント—早期発見、早期対応、連携、発信—」を踏まえると、養護教諭が参加する組織として、教育相談の組織も構想されている。改めて、図1で「③保健・安全指導を通じた児童生徒一人一人への指導を担う養護教諭」は、「保健・安全指導」の組織に参加するメンバーとされている一方で、「教育相談」（心のケア、悩み相談／特別支援教育の充実／他の相談機関との連携）の組織に参加するメンバーとしては明示されていない。ただし、本文中の記述を踏まえる限り、「教育相談」組織への位置づけも考慮されていることがうかがえる。

五つ目は、「⑤学校における教育相談の援助資源の一人であり、教員のゆとりの確保にも資する」を踏まえると、教育相談体制に養護教諭を位置づけることは、児童生徒が抱える課題の解決ばかりか、教員の燃え尽き予防の観点からも有用性が捉えられている。

### 3. 「心のケア」概念の整理

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課によれば、現在公表されている「心のケア」に関する学校保健行政文書は、当課の列記順にしたがうと次の5点である。

- ・『学校における子どもの心のケア－サインを見逃さないために』（文部科学省 平成26年3月）
  - ・『平成24年度非常災害時の子どもの心のケアに関する調査報告書』（文部科学省 平成25年8月）
  - ・『子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に』（文部科学省 平成22年7月）
  - ・『「子供の心のケアのために」（保護者用）』（文部科学省 平成27年2月）
  - ・『養護教諭のための児童虐待対応の手引』（日本学校保健会 平成26年3月 平成27年10月第2版）
- これらを踏まえて、「心のケア」を概略的に整理すると、表1のようになることができる。

表1. 「心のケア」の内容（教職員の心のケアは除く）

前提条件	子供のサインを見逃さない	健康観察	日常／危機発生時 ※保護者からの情報と照合
構成要素 (十分条件)	子供のサインに気付いたら	日常のケア	個別 ストレス因の解消を図る 不安や体の反応を呈する子供のそばで穏やかに寄り添う
			集団 心の健康に関する集団保健指導 リラクゼーションに関する集団保健指導
		健康相談	個別 子供の話を聞く（日常／危機発生後） 保護者との連携（普及啓発、保護者との健康相談）
必要条件	学校における心のケア体制の整備と拡充（職員会議、心のケア委員会、研修会）		地域の専門機関等との連携、医療機関との連携

「心のケア」は、子供のサインに気付いた後の「日常のケア」「健康相談」という構成要素（十分条件）からなり、子供のサインを見逃さない「健康観察」という前提条件にもとづいて成り立つ。また、必要条件は「学校における心のケア体制の整備と拡充」「地域の専門機関等との連携、医療機関との連携」であると考えられる。これ以降、前提条件および構成要素（十分条件）を取り上げ、それぞれの特徴を述べる。

### （1）前提条件—健康観察—

危機に直面すると、どの子供にも心身の健康問題が現れる。そのため、「心のケア」の前提として、まずは日常の様子との変化に気付くことが重要であり、日頃から、学級担任や養護教諭が中心となって、教職員同士の連携の下できめ細やかな健康観察を実施することが重要とされている。また、保護者にも児童生徒等の健康観察の着眼点等について普及啓発を図り、子供の変化に気付いてもらうことによって、学校での健康観察の結果と家庭での子供の様子を照らし合わせながら、児童生徒等の心身の状況を把握することが重要だとも述べられている。

健康観察は、学級担任による朝の健康観察を起点としつつ、全教育活動（登校・下校時、朝や帰りの会、授業場面、休み時間、給食（昼食）時、学校行事、部活動、その他）における健康観察を中心とする。これらを通して、児童生徒に体調不良や日常の様子との変化が見られた場合、養護教諭が保健室で健康観察、救急処置、健康相談、保健指導を行いつつ、学級担任等へ報告・連絡をし、その後の対応を決めていく。以上のような実践プロセスが「心のケア」の前提条件となる。

### （2）構成要素（十分条件）

#### ① 日常のケア（個別）

一つ目は、ストレス因の解消である。対人関係、学業・部活、進学・転校、家庭生活などのストレス因そのものをなくすということは困難であるとして、「心のケア」（ストレスケア）の基本は「かかっているストレス因と反対のことを行うこと」だと述べられている。

二つ目は、強いストレスにさられ、不安や体の反応を呈する子供のそばで穏やかに寄り添うことである。具体的には、第一に、不安に対しては子供の話に耳を傾け、質問や不安が語られた場合には、子供が理解できる言葉で現在の状況を説明すること、第二に、体の反応に対しては体が楽になるようさすったり温めたり、症状が楽になるようにしてあげること、第三に、不安状態によって生じやすい失敗に対しては叱らず、ねぎらいの言葉をかけ、心配していることを伝えることである。また、ストレスや不安状態のなかにあってセルフコントロールが難しいことから、第四に、イベント（行事）を中心に、一人一人の子供の状態や体調に合わせた配慮を行うことが大切だと述べられている。

## ② 日常のケア（集団）

日常のケア（集団）は、心の健康、リラクゼーションに関する集団保健指導である。以下の流れが例示されている。(A) 自分の経験をもとに、「ストレス」とは何かを知る、(B) 自分に合ったストレス対処方法を考える、(C) 自分たちでストレス対処方法に取り組む、(D) 相談する、である。また(C)に集団リラクゼーション実習が盛り込まれている。こうした指導を学級(HR)活動等で実践することを通して、ストレスに対するセルフコントロール・スキルの習得がめざされている。

## ③ 健康相談

一つ目は、子供の話を聞く（日常／危機発生後）である。子供が自分のペースで話せるように傾聴を心がけ、結論を急ぎすぎない、事実関係を確認しながら面談を進める、次につなげる面談を行う、などがポイントとされている。

二つ目は、保護者との連携である。第一に、正しい知識の普及や家庭の健康観察を促進するための普及啓発である。具体的な例として、全校・学年・学級単位（たより・パンフレット／講演会）、クラス・PTA・部活動保護者会（研修会・懇談会）、特定グループ（保護者教室）（学習会・交流会）が挙げられており、校外の自助グループを紹介利用である。第二に、信頼関係づくりからはじめる保護者との健康相談である。保護者との健康相談の目的は、家庭における子供の情報を聴き取り、学校での様子と比較すること、保護者の不安や学校への要望等を把握すること、保護者の気持ちに寄り添い、共に歩もうとする姿勢を示し、保護者に安心感を与えることである。

## （3）小括

「心のケア」概念の主な特徴は、構成要素（十分条件）である①日常のケア（個別）、②日常のケア（集団）、③健康相談は、いずれも教職員の役割として概略的に述べられており、教員、養護教諭それぞれの専門性、役割、立場を踏まえた記述の違いはみられない。それに対して、「心のケア」の前提条件である健康観察については、教職員それぞれの役割が明確に踏まえられており、実施プロセスも体系的に示されていた。このように、「心のケア」自体が概略的に示されている一つの要因は、政策上、極めて限定的なカウンセリング技法を指す概念として捉えられている可能性がうかがえる。たとえば個別アプローチとしての「心のケア」の内容は、「生徒指導提要」における「第5章 教育相談 第3節 教育相談の進め方 2 学級担任・ホームルーム担任が行う教育相談」の「図表5-3-2 教育相談で用いるカウンセリング技法」（110頁）でも同様・類似の記述がみられたためである。

#### 4. 考察

「生徒指導提要」における養護教諭の記述内容の特徴を踏まえると、現代の生徒指導における養護教諭の役割は、対象が極めて限定された児童生徒に対する課題解決的な個別の生徒指導であった。そのため、養護教諭の主たるアプローチは保健・安全指導の分野ばかりでなく、教育相談の分野も想定されていた。そのなかで繰り返し強調されていたのは、①「児童生徒等の身体的不調の背景に（中略）サインにいち早く気づくことのできる立場」としての独自性を踏まえた早期発見、②児童生徒に関する情報を学級担任等に伝達し、問題の背景を十分に理解するための見立てに協力することであった。このことは、下記の「養護教諭が教育相談的役割を果たすための留意点」（「生徒指導提要」124頁）からも読み取れる。

- ・保健室で抱え込まずに、学級担任・ホームルーム担任等と連携する。
- ・教職員や管理職と日ごろからコミュニケーションをよく図る。
- ・校内へ定期的な活動報告を行う。
- ・養護教諭の教育相談的役割や児童生徒が保健室を利用した場合の養護教諭と学級担任・ホームルーム担任の連絡の在り方等について共通理解を図る。
- ・職員会議で養護教諭からの報告の機会を確保する。
- ・校内研究会で保健室からの事例を取り上げる。
- ・学校行事や学年行事に養護教諭の参加と役割を位置付ける。
- ・教育相談の校内組織に養護教諭を位置付ける。

養護教諭の専門性とされている「見抜く力、伝える力」（岡田 2015）や「コーディネーション行動」（たとえば秋光ら 2010）を踏まえるならば、①、②の重要性は大きく首肯できる。ただし、これらが強調され過ぎることによって、養護教諭が実質的に担っている、様々な児童生徒を対象にした個別保健指導や健康相談、心身のケアの実相を見えていくさせる可能性がある。「生徒指導提要」には「④養護教諭が「できること」についての分掌（分担）を超えた共有」についての記述があったことを踏まえると、①、②にとどまらない、養護教諭が「できること」を探り、学校組織として明確にすることが重要である。

また「生徒指導提要」では、「心のケア」は「教育相談」を構成する一要素とされていたが、学校保健行政文書における「心のケア」は、集団保健指導を除けば、極めて限定的なカウンセリング技法を指すものとして捉えられていた。このことによって、ケアの矮小化につながる懸念も捨てきれない。近年では、学校に、教員が「共同的なケアの空間」、<sup>5</sup>専門家が「個別的なケアの空間」をつくり出している実態とその意味（堀 2013）や、「ケアリングの専門職」としての教師の活動、責任に着目する研究（木村 2015）などが見られる。これより、学校の実態を起点に、「心のケア＝カウンセリング技法」という捉え方を見直していくことが必要ではないだろうか。

さらに、前掲に引用した「養護教諭が教育相談的役割を果たすための留意点」からも推察されるよ

<sup>5</sup> 当該中学校の養護教諭は「心のケア」計画の立案・策定を担ったことについても触れられている。

うに、養護教諭の生徒指導参加を促すためには、コミュニケーションの量・質を高めることが欠かせない。さらに言えば、教職員間で養護教諭の役割を検討し、整合化を図っておくことも重要である。養護教諭の「専門職としての成長」は、役割期待に応えることによって促される（荒川ら 2017）。だが、役割の曖昧性は否めず、このことが養護教諭にとっての仕事関連ストレッサーとなっており、抑うつと有意な関連がみられる（中澤ら 2016）。これより、生徒指導の充実ばかりか、養護教諭の成長やメンタルヘルスの観点からも、学校経営上の課題として理解、把握することが重要である。

なお、生徒指導は「開かれた生徒指導」あるいは「生徒指導のネットワーク化」が課題であるが（石田 2005）、本稿では学校内部に着目し、地域との連携については論じられていないことをさいごに特記しておきたい。

## 参考文献

- ・秋光恵子、白木豊美「チーム援助に関するコーディネーション行動とその基盤となる能力・権限が養護教諭の職務満足感に及ぼす影響」『教育心理学研究』第58巻、2010年、34–45頁。
- ・荒川雅子、朝倉隆司、竹鼻ゆかり「養護教諭の専門職としての成長プロセスとその要因—認識と行動に焦点を当てて—」『学校保健研究』第59巻、2017年、76–88頁。
- ・石田美清「学校における生徒指導と問題行動対策—昭和20年・30年代の文部省通知と青少年問題協議会答申の分析を通じて—」『上越教育大学研究紀要』第25巻第1号、2005年、255–269頁。
- ・岡東壽隆、鈴木邦治『教師の勤務構造とメンタル・ヘルス』多賀出版、1997年。
- ・岡田加奈子「第2章 1. 見抜く力と伝える力～感性を育む～」『養護教諭ってなんだろう？—その魅力とこれから養護教諭の専門性とは—』少年写真新聞社、2015年、63–72頁。
- ・木村優『情動的実践としての教師の専門性—教師が授業中に経験し表出する情動の探究—』風間書房、2015年。
- ・中澤理恵、朝倉隆司「養護教諭の仕事関連ストレッサーと抑うつの関連」『学校保健研究』第57巻、2016年、304–322頁。
- ・梨木昭平「教職課程「生徒指導論」の実践についての考察—養護教諭との連携—」『太成学院大学紀要』第13巻、2011年、285–296頁。
- ・諸富祥彦『新しい生徒指導の手引き—すぐに使える「成長を促す指導」「予防的な指導」「課題解決的な指導」の具体的な進め方』図書文化、初版第2刷、2014年。
- ・文部省『生徒指導の手引』1981年。
- ・文部科学省『生徒指導提要』平成21（2009）年3月。
- ・文部科学省『教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き』平成23（2011）年8月。
- ・堀健志「第5章 被災地の学校教育の現在を捉え直す」清水睦美、堀健志、松田洋介編『「復興」と学校—被災地のエスノグラフィー』岩波書店、2013年、97–126頁。